

防火対象物点検報告の対象に関する検討結果報告書

令和6年3月

令和5年度火災予防の実効性向上作業チーム会議

防火対象物点検報告の対象に関する検討結果報告書

目次

1	検討の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	検討の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	検討のスケジュール・・・・・・・・・・	2
4	防火対象物点検報告制度・・・・・・・・	2
5	対応案の検討・・・・・・・・・・	3
6	関係法令・・・・・・・・・・	7

<別添資料>

資料「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」
(昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号)

本報告書における用語の定義

以下、本ガイドラインでは関係法規については以下の略記を行う。

- ・消防法（昭和23年法律第186号）：「法」
- ・消防法施行令（昭和36年政令第37号）：「令」
- ・消防施行規則（昭和36年自治省令第6号）：「規則」

避難階以外の階	令第4条の2の2第2号に規定するものをいう。
特定用途	令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イの用途をいう。
防火対象物点検報告	法第8条の2の2第1項に規定するものをいう。
特定防火対象物	令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物をいう。
41号通知	「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号）をいう。

1 検討の背景

避難階以外の階の実態上の用途が特定用途以外である防火対象物において、令第1条の2の規定により、「防火対象物の部分とその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」としてみなされ、特定用途として取り扱われることにより、令第4条の2の2第2号に該当するものとして、防火対象物点検報告が必要となる場合がある。

このような防火対象物について、消防機関から、

- ・防火対象物点検報告の実施を促しても、関係者の理解を得ることが困難である。
- ・防火指導や立入検査に要する時間をより危険性の高い防火対象物にあてるべき。

といった声が聞かれるところ。

このような状況を踏まえ、「火災予防の実効性向上作業チーム」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授）において、防火対象物点検報告の対象について検討を行った。

2 検討の体制

委員及びオブザーバーは次のとおり。

<委員（◎座長）>

（敬称略、五十音順）

足立 貴志	京都市消防局予防部予防課長
五十嵐 勝治	東京消防庁予防部査察課長
木下 健治	弁護士
下田 直史	千葉市消防局予防部予防課査察対策室長
◎関澤 愛	東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授
高橋 和成	盛岡地区広域消防組合消防本部予防課長
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
中道 祐好	大阪市消防局予防部査察担当課長
水野 雅之	東京理科大学大学院創域理工学研究科国際火災科学専攻准教授
森山 修治	日本大学工学部建築学科教授
吉野 賢二	横浜市消防局予防部指導課長

<オブザーバー>

小久保 巖義	全国消防長会事業部事業管理課長
齋藤 俊彦	一般財団法人日本消防設備安全センター業務部審議役兼業務課長

3 検討のスケジュール

スケジュールは次のとおり。

令和5年 8月3日【第1回作業チーム会議】

○ 防火対象物点検報告制度の現状等

令和5年11月30日【第2回作業チーム会議】

○ 防火対象物点検報告の対象の整理

令和6年 2月20日【第3回作業チーム会議】

○ 報告書（案）について

4 防火対象物点検報告制度

(1) 制度の趣旨

平成13年に発生した東京都新宿区歌舞伎町ビル火災等を踏まえ、消防法が一部改正され、本制度が制定された（平成15年10月1日から施行）。

本火災について、消防審議会等において、小規模なビルであるにもかかわらず大きな被害が発生したことの主な要因の一つとして、防火管理や消防用設備等の設置維持に係る消防法令等が遵守されていなかったことが指摘された（当時の小規模雑居ビルの全国一斉立入検査の結果、小規模雑居ビルの90%以上に何らかの消防法令違反があることが判明している）。

このような大惨事の再発を防止するためには、消防機関が効果的かつ効率的に是正措置を講ずるための仕組みを構築することが必要であるが、そもそも防火対象物の火災予防上の安全は防火対象物の管理権原者自身が消防法令を遵守して防火対象物の管理を行うことにより確保することが原則である。

したがって、一定の規模、用途の防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関する専門的知識を有する者に、消防用設備等の設置維持、防火管理上必要な業務等火災の予防上必要な事項について定期的に点検させることにより、管理権原者による防火対象物の管理を技術的な観点から支援させ、消防法令による基準の適合確保を図るものである。

(2) 防火対象物点検報告が義務付けられる防火対象物（点検対象）

防火対象物点検報告の対象については、火災発生時の人命危険という観点から設定しており、法第8条の防火管理義務が生ずる防火対象物のうち特に火災予防上必要があるものを対象としている。（法第8条の2の2、令第4条の2の2）

具体的には、①火災発生時に逃げ遅れの可能性が高い、②火災発生時に危険な状況に置かれる人命数が多い、③避難経路が限定されていることを判断基準とし、不特定の人々が多数出入りし、避難経路の発見が困難な特定防火対象物に限定した上で、収容人員が300人以上（特別な設備（放送設備）を用いなければ避難行動が間に合わない人数）又は1階段の防火対象物については避難経路が限定されていることから収容人員30人以上※（法第8条が適用される人数）としている。

※養護老人ホーム等は10人以上

(3) 点検基準

点検基準は、規則第4条の2の6及び「消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項を定める件」（平成14年11月28日消防庁告示第12号）で定められている。

規則第4条の2の6の該当号	点検項目の内容
1号	防火管理者及び消防計画の届出状況
1号の2	自衛消防組織の届出状況
2号	消防計画に基づく実施状況
3号	統括防火管理者及び全体の消防計画の届出状況
4号	避難上必要な施設の管理
5号	防災対象物品の指定表示状況
6号	圧縮アセチレンガス等の届出状況
7号	消防用設備等の設置状況
8号	消防用設備等の検査状況
9号	市町村長が定める基準

5 対応案の検討

令第4条の2の2第2号に該当し、防火対象物点検報告の対象となっている防火対象物のうち、避難階以外の階の実態上の用途が特定用途としての特性を有しないが、令第1条の2第2項を適用[※]することにより、特定用途に包含され、防火対象物点検報告の対象となっている防火対象物について、点検報告の対象外として支障ないかどうか検討した。

検討に当たっては、実態上は特定用途としての特性を有しないが特定用途となる部分を有する防火対象物を、①機能従属が適用されているもの、②みなし従属が適用されているもの、③一般住宅部分が含まれているものの3類型にわけ、それぞれ、防火対象物点検報告の対象外として支障ないかどうかを検討した。

※ 令第1条の2第2項を適用

原則として一の防火対象物が二以上の用途に供されているもので、かつ、それらの用途のいずれかが令別表第1に掲げる（1）項から（15）項までのいずれかの用途に該当するものを複合用途防火対象物としている。

しかし、ある用途に供される部分が用途の性質、規模等からみて、他の用途に供される従属的な性質を持つ場合には、当該従属的な性質を持つ用途の部分は、主たる用途に供される部分に包含される。

なお、従属する部分を構成するか否かの判断基準は、通知で示されている。（41号通知）

【検討事項１】機能従属が適用され、防火対象物点検報告の対象となる防火対象物

(1) 機能従属

飲食店の事務室等、管理についての権原や利用形態等からみて、機能的に従属しているものとみることが自然であるものを含む防火対象物は、複合防火対象物の持つ「雑居性」という観点からみてそぐわないため、機能的に従属している部分は、主たる用途（この場合では、飲食店）に包含される。このことを機能従属という。（41号通知１（１））

なお、機能従属されている部分は、以下の要件に該当している。

- ① 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。
- ② 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
- ③ 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

(2) 検討内容

実態上の用途が特定用途以外の用途であって、機能従属により、主たる用途に供される部分の従属的な部分として構成すると認められたため、当該部分が特定用途として取り扱われている防火対象物について、機能従属が適用されない防火対象物と比較し、防火対象物点検報告の対象から除外しても支障ないか検討した。

機能従属として扱われている部分が、事務室などで実態上の用途が特定用途以外であるものについては、機能従属を適用されない防火対象物と比較して火災時における避難に係る困難性は変わらないこと及び本来点検報告が必要となる用途とは異なることから点検報告の対象から除外して支障はない。

図１ 点検報告が必要

・機能従属の適用あり
・建物全体の用途 (3)項口

3階	飲食店の事務室	・・・(3)項口
2階	飲食店	・・・(3)項口
1階	飲食店	・・・(3)項口

図２ 点検報告が不要

・機能従属の適用なし
・建物全体の用途 (15)項イ

3階	事務所	・・・(15)項
2階	飲食店	・・・(3)項口
1階	飲食店	・・・(3)項口

・機能従属として取り扱われる部分の例
事務室、機械室、電気室、倉庫、従業員用の更衣室、トイレ

図１・・・３階の事務室が飲食店の機能従属として取り扱われるため、避難階以外の階が特定用途に包含されることになる。避難階以外の階が特定用途であるため点検報告が必要となる。

図２・・・３階の事務所が１、２階の飲食店と関連がないため、避難階以外の階の用途は事務所（15項）となる。特定防火対象物ではあるが、避難階以外の階が特定用途以外であるため、点検報告は不要となる。

【検討事項2】みなし従属が適用され、防火対象物点検報告の対象となる防火対象物

(1) みなし従属

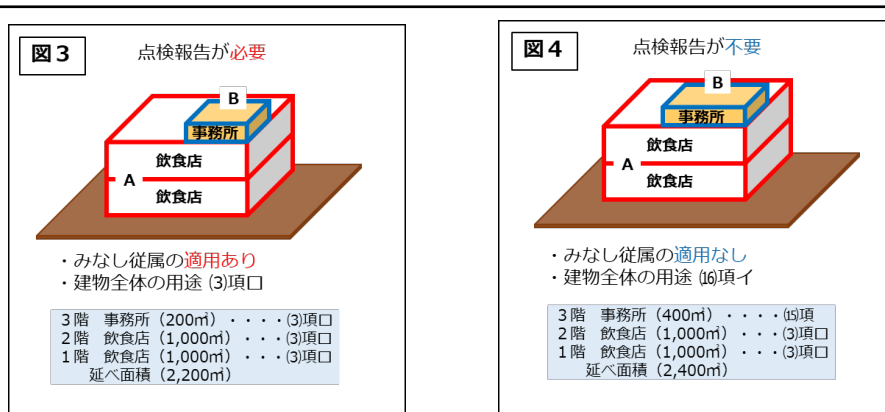
飲食店ビルの極めて小部分を事務所等他の用途に使用しているもの（管理権原は飲食店とは異なる）等、大部分が一の用途で比率上極めて低い部分が異なる用途に供されている部分は、主たる用途に包含される。これをみなし従属という。（41号通知1(2)）

みなし従属の部分は、具体的には、主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分である。

(2) 検討内容

実態上の用途が特定用途以外の用途であって、みなし従属により、主たる用途に供される部分の従属的な部分として構成すると認められたため、当該部分が特定用途として取り扱われている防火対象物について、みなし従属が適用されない防火対象物と比較し、防火対象物点検報告の対象から除外しても支障ないか検討した。

みなし従属として扱われている部分が、事務所などで実態上の用途が特定用途以外であるものについては、みなし従属が適用されない防火対象物と比較して火災時における避難に係る困難性は変わらないか又は当該部分の面積が小さいことから避難に係る困難性が少なくなることが予想されること及び本来点検報告が必要となる用途とは異なることから点検報告の対象から除外して支障はない。



A：特定用途の部分

例) 飲食店、物品販売店舗、クリニック等

B：特定用途以外の部分

例) 倉庫、事務所、作業場等（機能従属が適用されないもの）

図3・・・A部分の面積が全体の90%以上で、かつ、B部分の面積が300㎡未満であるため、B部分は特定用途に包含されることになる。避難階以外の階が特定用途であるため点検報告が必要となる。

図4・・・A部分の面積が全体の90%未満であり、また、B部分の面積が300㎡以上でもあるため、B部分の用途は事務所(15項)となる。特定防火対象物ではあるが、避難階以外の階が特定用途以外であるため、点検報告は不要となる。

【検討事項3】防火対象物点検報告の対象となる一般住宅が存する防火対象物

(1) 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物

一般住宅の一部を飲食店等の令別表第1に掲げる用途に使用している防火対象物は、本来複合用途防火対象物の持つ「雑居性」という観点からみてそぐわないものとして、一般住宅部分について令別表第1に掲げる用途に包含される。(41号通知2(2))

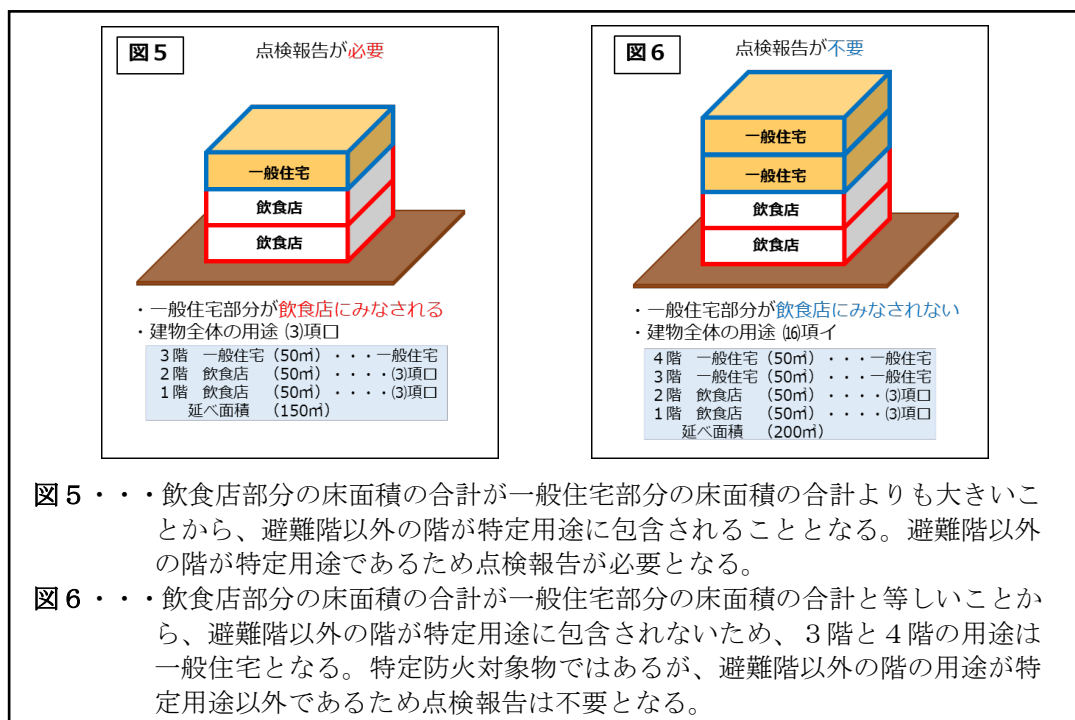
具体的には、令別表用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計より小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当する。

なお、令別表用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当する。

(2) 検討内容

避難階以外の階が、一般住宅の用途であって、41号通知2(2)により、特定用途に供される部分として取り扱われるため、防火対象物点検報告の対象となる防火対象物について、避難階以外の階に存する一般住宅の床面積が広く、複合用途となり防火対象物点検報告の対象とならない防火対象物と比較し、防火対象物点検報告の対象から除外しても支障ないか検討した。

41号通知2(2)を運用することにより、避難階以外の階が特定用途として取り扱われている一般住宅の部分が存する防火対象物は、本運用を適用しない防火対象物と比較して、火災時における避難に係る困難性は変わらないか又は一般住宅部分の面積が小さいことから避難の困難性が少なくなることが予想されることが及び本来点検報告が必要となる用途とは異なることから点検報告の対象から除外して支障はない。



6 検討結果

検討事項 1 から 3 の検討では、いずれも避難階以外の階の実態上の用途が特定用途としての特性を有しないが、令第 1 条の 2 第 2 項を適用することにより特定用途に含まれている防火対象物と、令第 1 条の 2 第 2 項の適用がない類似防火対象物を比較して、消防法において求められる防火安全対策の実質的な内容の低下を招くことがないこと及び本来点検報告が必要となる用途とは異なることから点検報告の対象から除外して支障はないという結論が得られており、消防庁において必要な措置を講じることが適当である。

7 関係法令

法第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

②から⑤ 略

法第八条の二の二 第八条第一項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、定期に、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で総務省令で定める資格を有するもの（次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「防火対象物点検資格者」という。）に、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項（次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「点検対象事項」という。）がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項に関し総務省令で定める基準（次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「点検基準」という。）に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、第十七条の三の三の規定による点検及び報告の対象となる事項については、この限りでない。

②から⑤ 略

（防火管理者を定めなければならない防火対象物等）

令第一条の二 略

2 法第八条第一項の政令で定める二以上の用途は、異なる二以上の用途のうちに別表第一（一）項から（十五）項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該二以上の用途とする。この場合において、当該異なる二以上の用途のうちに、一の用途で、当該一の用途に供される防火対象物の部分がその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途

は、当該他の用途に含まれるものとする。

3、4 略

(火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物)

令第四条の二の二 法第八条の二の二第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物であつて、次に掲げるものとする。

一 収容人員が三百人以上のもの

二 前号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第十三条第一号に規定する避難階をいう。以下同じ。)以外の階(一階及び二階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。以下この号、第二十一条第一項第七号、第三十五条第一項第四号及び第三十六条第二項第三号において「避難階以外の階」という。)に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段(建築基準法施行令第二十六条に規定する傾斜路を含む。以下同じ。)が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一)以上設けられていないもの

(防火対象物の点検基準)

規則第四条の二の六 法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第三条第一項及び第三条の二第一項の届出がされていること。

一の二 令第四条の二の四に規定する防火対象物にあつては、法第八条の二の五第二項の届出がされていること。

二 防火管理に係る消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

三 法第八条の二第一項に規定する高層建築物又は令第三条の三に規定する防火対象物でその管理について権原が分かれているもの又は法第八条の二第一項に規定する地下街でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものにあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

四 法第八条の二の四に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。

五 法第八条の二第一項に規定する高層建築物若しくは地下街又は令第四条の三第一項及び第二項の防火対象物において使用する防災対象物品に、法第八条の三第二項、第三項及び第五項の規定に従つて、表示が付されていること。

六 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第一条の十第一項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第九条の三第一項ただし書に規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。

七 消防用設備等又は特殊消防用設備等が、消防庁長官の定めるところにより、法第十七条第一項及び第三項、法第十七条の二の五並びに法第十七条の三並びにこれらに基づく命令の規定に従つて設置されていること。

八 法第十七条の三の二の規定に基づき、届出を行い、検査を受けていること。

九 前各号に定めるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。

2 略

消防予第41号
消防安第41号
昭和50年4月15日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長
消防庁安全救急課長

令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて

改正 昭和59年3月消防予第54号、平成15年2月消防予第54号・消防安第7号、
27年2月消防予第81号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第1条の2第2項後段の規定の解釈及び運用に関し、令別表第1(1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の範囲については、下記の基準により運用されることが適当ですので、その運用に遺憾のないよう配慮をされるとともに、都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されますようお願いいたします。

なお、この通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 消防法施行令（以下「令」という。）第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の区分に応じ、別表(イ)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）に機能的従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）

で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者同一であること。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

(2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）

2 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記1によるほか、次により取り扱うものであること。

(1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

(2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

別 表

区分	(イ)	(ロ)
(一)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具、小道具室、衣裳部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室
(一)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場	

		食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室
(二) 項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
(二) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
(二) 項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(三) 項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(三) 項ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(四) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
(五) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
(五) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(六) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
(六) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店
(六) 項ハ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館	食堂

(七)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店
(八)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店
(九)項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マツサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(九)項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(十)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
(十一)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(十二)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
(十二)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(十三)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
(十三)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(十四)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(十五)項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室